

◆入院時生活療養費・生活療養標準負担額

※入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について、下記の標準負担額（1食当たりの食費＋1日当たりの居住費）が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付される

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
一般	①一般の患者（下記のいずれにも該当しない者）		510円	370円
	②厚生労働大臣が定める者〔＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）（※1）		510円	370円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ（※2）（⑤⑥に該当しない者）		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ 〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等（※1）〕	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等（※1）〕		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者） ⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者（※3）		110円	0円

※1 「重篤な病状又は集中的治療を要する者等」〔「厚生労働大臣が定める者」（平18.9.8告示488）〕とは、①A101病
入院基本料の算定患者であって「基本診療料の施設基準等」の別表第5の2又は別表第5の3に該当する者、②A109
有床診療所療養病床入院基本料の算定患者であって「基本診療料の施設基準等」の別表第5の2又は別表第5の3に
該当する者、③A308回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者、④短期滞在手術等基本料2を算定する患者

※2 70歳未満の低所得者（住民税非課税／限度額適用区分「才」）は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。
「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。